

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年七月二十三日奈良県指令建第一〇二―四五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年九月四日建第九二五八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小泉町六二七番一、六二七番二二及び六二八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡安堵町大字東安堵一三三八番地

胡内正人